

第 1 回いわき市下水道事業等経営審議会議事録

- 日 時 平成 31 年 3 月 22 日（金） 午後 1 時 10 分～午後 3 時 00 分
 - 場 所 いわき市役所 3 階 第 3 会議室
 - 出席者 1 清水市長（委嘱状交付後退席）
2 委員
（出席：14 名）
飯田教郎、蝦名敬一、岡光義、河合伸、神藤敏夫、木町元康、櫛田吉一、
佐藤五月、佐藤弓子、鈴木俊彦、永山肇一、橋本孝一、油座順子、和田佳代子
※五十音順・敬称略
 - 3 事務局
荒川生活環境部長、下山田生活排水対策室長、
大嶺経営企画課長、佐藤下水道事業課長、
伊藤北部下水道管理事務所長、吉田南部下水道管理事務所長、
佐野経営企画課主幹兼課長補佐、阿部財務係長、菅本計画管理係長
酒井経営企画係長、菊地主査、金成主査
 - 会議次第 1 開会
2 委嘱状交付
3 市長挨拶
4 委員紹介
5 審議会会長及び副会長の選出
6 職員紹介
7 議事
（1）議事録署名人の選出
（2）会議開催形式等について
① 会議の公開・非公開について
② 議事録について
③ 資料等の公表について
 - 8 説明
（1）下水道事業等経営審議会について
（2）「下水道事業等の概要」について
 - 9 その他
 - 10 閉会
- 【配布資料】
- ・いわき市下水道事業等経営審議会委員名簿
 - ・いわき市下水道事業等経営審議会条例
 - ・第 1 回いわき市下水道事業等経営審議会資料「下水道事業等の概要について」
 - ・いわき市汚水処理施設計画図

※ 傍聴者なし

1 開会

2 委嘱状交付

清水市長から委員に委嘱状が交付された。

3 市長挨拶

4 委員紹介

5 審議会会長及び副会長の選出

いわき市下水道事業等経営審議会条例第5条第1項の規定により、会長及び副会長を各1人置き、委員の互選により選出することとなっている。委員から事務局に一任されたため、会長に「橋本孝一委員」、副会長に「蝦名敬一委員」を提案し、満場一致で承認された。

6 職員紹介

7 議事

(1) 議事録署名人の選出

今回の議事録署名人は、会長の指名により、飯田教郎委員と蝦名敬一委員に決定した。

(2) 会議開催形式等について

① 会議の公開・非公開について

会議は、原則公開とした。

ただし、審議事項に非公開とすべき案件が含まれている場合は、必要に応じ会議の冒頭でその都度決定していくこととした。

② 議事録について

審議会の議事録の作成方法は、「要点記録方式」とした。

③ 資料等の公表について

審議会の状況は市公式ホームページに掲載することとした。

併せて会議資料や委員名簿も掲載することとした。

8 説明

(1) 下水道事業等経営審議会について

事務局から、資料「いわき市下水道事業等経営審議会条例」に基づき、同審議会の概要について説明した。

(2) 「下水道事業等の概要」について

事務局から、資料「第1回いわき市下水道事業等経営審議会資料（下水道事業等の概要について）」に基づき、下水道事業等の概要について説明した。

[質疑等]

(委員)

下水道事業等経営審議会の審議の対象に、浄化槽は含まれないところだが、今回の資料に記載された浄化槽にかかる統計について若干、疑義があるので、数値について確認したい。

説明資料5ページにおける、本市の汚水処理人口普及率のうち、公共下水道などの割合はおおむね正しいと思われるところだが、合併処理浄化槽の割合については、単独処理浄化槽の数値も含まれるのではないかと。単独処理浄化槽は、トイレの排水は浄化するが、その他の生活排水は処

理されないことから、合併処理浄化槽の割合にこの数値に含まれるとすれば、この統計は汚水処理人口普及率ではなく、し尿などが処理されている人口の割合と考えられるのではないかと。

いわき市の合併処理浄化槽の普及率 32.9%の半分程度は、単独処理浄化槽の数値であると考えており、例えば半分の15%として32.9%から差し引くと、本市の実際の汚水処理人口普及率は70%程度になると考えられることから、普及率について実態を反映させて修正すべきではないかと考えている。

(事務局)

今回、委員から、合併処理浄化槽の割合に単独処理浄化槽の数値が含まれているのではないかとのご指摘については、資料に記載があるが、単独処理浄化槽については、くみ取り便槽とともに未整備として区分しており、今回、ご指摘の数値については、合併処理浄化槽の数値と区分して集計しているところである。

委員が疑義を持たれた理由として考えられるのは、総務省が示す普及率の統計は、人口ベースで算出しており、合併処理浄化槽の普及率は、基数ではなく、1基あたりの係数に基数を掛けて人口を算出していることから、合併処理浄化槽と単独処理浄化槽の基数の割合に比べ、合併処理浄化槽の人口の割合の方が多く見えるのではないかとということが考えられる。

なお、合併処理浄化槽の基数については、今後、実態の精査を進めるとともに、汚水処理人口普及率の算出手法についても精査していきたい。

(委員)

浄化槽に関しては、全国的に、市町村における台帳の未整備等が課題となっており、国会でもとりあげられているところである。

単独処理浄化槽が未整備で区分されていることや、普及率を人口ベースで算出しているとの説明があったが、実際のところ、福島県内において合併処理浄化槽の基数に対しての、単独処理浄化槽の基数の比率は、ようやく5割程度となってきたところであることから、本市の合併処理浄化槽の人口を基数の比率から推計すると、10万人程度ではなく7万人程度であると考えている。

経営審議会でこのような意見が出たことをきっかけにして、市に対しては、合併処理浄化槽の統計手法の見直しを検討するようお願いしたい。

9 その他

第2回の審議会は汚水処理施設の視察とし、日程は7月11日(木)、時間は午後1時から午後5時まで、集合場所は市役所本庁舎駐車場とする。

10 閉会